　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別添―４

（案）

「36協定届のPDFファイル作成一式」委託契約書

　「36協定届のPDFファイル作成一式」の委託について、支出負担行為担当官茨城労働局総務部長　中野知基（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○　○○　○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（事業の委託）

第１条　茨城労働局長（以下「委託者」という。）は、「36協定届のPDFファイル作成一式」（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託する。

（事業の実施）

第２条　乙は、委託者が定めた「36協定届のPDFファイル作成一式に係る仕様書」及び乙が提出した「委託事業実施計画書」に基づき委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第３条　甲は、委託事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、

金○○,○○○,○○○円（うち消費税等額○,○○○,○○○円）を限度として、乙に支払うものとする。

２　乙は、委託費を別紙「委託費交付内訳」に記載された科目の区分にしたがって使用しなければならない。当該交付内訳が変更されたときも同様とする。

（委託期間）

第４条　委託の期間は、契約締結日から令和２年３月３１日とする。

（契約保証金）

第５条　甲は、この契約の保証金の納付を免除するものとする。

（事業実施計画の変更）

第６条　委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託事業変更通知書（様式第１号）により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

その際、委託者は第３条の委託費の額を変更することができるものとし、乙に変更後の委託費の額に対する「委託費交付内訳」及び必要に応じて委託事業実施計画変更届（様式第２号）を提出させるものとする。

　一　委託事業の内容を変更するとき

　二　国の予算額に変更があったとき

２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、委託事業実施計画変更承認申請書（様式第３号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

　一　委託事業実施計画書に掲げる事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）

二　別紙「委託費交付内訳」に記載された事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（消費税等を除く委託費交付内訳の科目ごとに、いずれか少ない額の２０％を超えない範囲内の流用増減である場合を除く。）

３　委託者は、前項の承認をするときは、甲に通知するものとする。

４　甲は、前項の通知を受け、委託事業の目的に照らし適正であると認めたときは、変更委託契約書（様式第４号）により契約の変更を行うものとする。

（他用途使用の禁止）

第７条　乙は、この委託事業以外に、第３条の委託費の名目で支出してはならない。

（委託事業の遂行困難）

第８条　乙は、委託事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨及びその理由を記載した書面を委託者に提出し、その指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第９条　乙は、委託者から要求があったときは、委託事業の遂行及び支出状況等について、要求のあった日から２０日以内に、委託事業実施状況報告書（様式第５号）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、委託事業の実施について指示をすることができるものとする。

（業務完了報告書の提出）

第１０条　乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書（様式第６号）を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

（検査の実施）

第１１条　検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後１０日以内、又は、令和２年３月３１日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

（実施結果報告）

第１２条　乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、委託事業終了の日から３０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式第７号）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による実施結果報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、委託事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

３　委託者は、検査の結果、不合格であったときは、乙に対し指定する期間内に未履行部分の業務を実施させることができる。この場合に要する費用は乙の負担とする。

４　第２項及び第３項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

（委託費の精算等）

第１３条　乙は、前条第１項の委託事業実施結果報告書の提出と同時に委託事業費精算報告書（様式第８号）（以下「精算報告書」という。）を、委託者を経由して甲に提出しなければならない。

２　委託者は、提出された精算報告書が前条第１項の実施結果報告書に適合するものであるか前条第２項の検査に併せて精査するものとする。

３　甲は、第１項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託費確定通知書（様式第９号）により委託者を経由して乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。

なお、委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第３条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

４　乙は、前項の規定による確定通知を受けたときは、適正な支払請求書を作成し官署支出官茨城労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払いを行うものとする。

（委託費の概算払）

第１４条　甲は、前条の規定にかかわらず、委託者が必要と認めた場合に限り、乙の請求により国の支払計画承認額の範囲内で概算払することができる。

２　乙は、前項の概算払を請求するときは、委託事業費概算払請求書（様式第１０号）を官署支出官に提出するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払いを行うものとする。

（概算払における委託費の返還）

第１５条　乙は、前条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合であって、第１３条第３項の規定により委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、歳入徴収官茨城労働局長（以下「歳入徴収官」という。）の指定する期限までに、その超える額を返還しなければならない。

　また、委託費の取扱いから生じた預金利息についても、歳入徴収官の指示に従って返還しなければならない。

（支払遅延利息）

第１６条　官署支出官は、第１３条第４項又は第１４条第２項において、その定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し２．７％を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（委託費の経理）

第１７条　乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

（書類の備付け及び保存）

第１８条　乙は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備しなければならない。

２　乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（実施に関する監査等）

第１９条　委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対し、関係帳簿、書類及び資料の提出を求め又は監査を行うことができる。

（委託事業の中止又は廃止）

第２０条　乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第１１号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

　一　重大な法令違反があったとき

二　重大な契約違反があったとき

　三　前条の委託事業の中止又は廃止の承認申請があった場合で、委託者が承認したとき

四　本事業を実施することが困難であると委託者が認めたとき

２　乙は、前項の規定により契約の解除があったときは、第１３条及び第１５条の規定に準じて委託費の精算を行う。

ただし、契約の解除について乙に故意又は重大な過失が認められたときは、甲は、その一部又は全部を支払わないことができる。

また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

（違約金）

第２２条　甲は、前条の規定により契約を解除したときは、違約金として第３条の金額の１００分の２０に相当する金額を乙に請求することができる。

この場合の違約金の請求は、次条に定める損害賠償の請求を妨げるものではない。

（損害賠償）

第２３条　乙は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失により国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

２　甲は、第２１条第１項第４号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。

３　乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（延滞金及び加算金）

第２４条　乙は、第１５条の規定による委託費の残額又は預金利息、第２２条の規定による違約金及び前条第１項の規定による損害賠償金を歳入徴収官及び甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年５．０％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

２　乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年２０％の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。

３　甲は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金の一部又は全部を免除することができる。

４　甲は、第２項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。

５　第２項の委託費の返還については、第１項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第２項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

（再委託）

第２５条　乙は、本件委託業務を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（物品の管理）

第２６条　乙は、委託事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第２７条　乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格が５万円以上の財産については、委託者の承認を得なければ処分してはならない。

　　委託者の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

２　委託事業の実施に伴い取得した取得価格が５万円以上の財産については、委託事業が終了したとき（委託事業を中止又は廃止したときを含む。）は、これを国に返還しなければならない。

（権利の帰属）

第２８条　この契約による委託事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。

（公表等の制限）

第２９条　乙は、委託者の承諾なしに、委託事業の内容を公表してはならない。

（守秘義務）

第３０条　乙は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承諾なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第３１条　乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

２　乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに個人情報保護管理及び実施体制報告書（様式第12号）を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。

３　乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。

４　乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

５　乙が、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

６　乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について個人情報漏えい等事案発生報告書（様式第１３号）により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

７　乙は、個人情報の管理の状況について、個人情報管理状況報告書（様式第１４号）により、年１回以上委託者に報告しなければならない。

８　委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。

９　本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

（委託事業の引継）

第３２条　乙は、国の会計年度又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）し、甲が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継を乙が実施する委託事業が終了するまでに適切に行うものとする。

（信義則条項）

第３３条　甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第３４条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３５条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第６項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

二　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第３６条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

　（行為要件に基づく契約解除）

第３７条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

　（表明確約）

第３８条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

　（下請負契約等に関する契約解除）

第３９条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第４０条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反等に係る契約解除）

第４１条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受け又は送検されたとき。

二　乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格証明書に虚偽があったことが判明したとき。

三　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反等に係る違約金）

第４２条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

　（契約解除に基づく損害賠償）

第４３条　甲は、第３６条、第３７条、第３９条第２項及び第４１条第１項、第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第３６条、第３７条、第３９条第２項及び第４１条第１項、第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

　（不当介入に関する通報・報告）

第４４条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（その他）

第４５条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙双方が協議して定めるものとする。

２　この契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　令和元年●月●日

　　　甲　茨城県水戸市宮町1丁目8番31号

　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　茨城労働局総務部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中野　知基　　　印

　　　乙　○○○○○○○

　　　　　○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○　　○○　○○　　　印

（別紙）

委託費交付内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託金額 |
| Ⅰ　事業費 | 円 |
| Ⅱ　管理費 | 円 |
| Ⅲ　消費税 | 円 |
| Ⅳ　合計 | 円 |

（様式第１号）

委託事業変更通知書

令和　 年　 月　 日

甲

　　　　　　　　殿

乙

茨城労働局長

　「36協定届のPDFファイル作成一式」の内容に下記の変更の必要が生じたので通知します。

　委託費交付額及び委託事業実施計画を変更する必要がある場合は、様式第２号を提出してください。

記

１　変更理由

２　変更事項

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　更　　　前 | 変　　　更　　　後 |
|  |  |

（様式第２号）

委託事業実施計画変更届

令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「36協定届のPDFファイル作成一式」の事業内容変更通知に基づく実施計画の変更を下記のとおり届出します。

記

１　変更年月日　　　令和　　年　　月　　日

２　変更事項

（１）実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　更　　　前 | 変　　　更　　　後 |
|  |  |

（２）委託費交付内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 変更前 | 変更後 |
| Ⅰ　事業費 |  |  |
| Ⅱ　管理費 |  |  |
| Ⅲ　消費税 |  |  |
| Ⅳ　合計 |  |  |

　（様式第３号）

委託事業実施計画変更承認申請書

令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「36協定届のPDFファイル作成一式」実施計画を変更したいので、承認いただきたく下記により申請します。

記

１　変更理由

２　変更年月日　　　 令和　 年　 月　 日

３　変更事項

（１）実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　更　　　前 | 変　　　更　　　後 |
|  |  |

（２）委託費交付内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 変更前 | 変更後 |
| Ⅰ　事業費 |  |  |
| Ⅱ　管理費 |  |  |
| Ⅲ　消費税 |  |  |
| Ⅳ　合計 |  |  |

（様式第４号）

変更委託契約書

令和元年○月○日付けで支出負担行為担当官茨城労働局総務部長　中野　知基（以下、「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○　○○　○○（以下、「乙」という。）との間で締結した「36協定届のPDFファイル作成一式」に係る委託契約について、当該契約書第６条第４項に基づき、第３条第１項を下記のとおり変更し、同条第２項による「委託費交付内訳」を別紙のとおり変更する。

記

（委託費の額）

第３条　甲は、事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金　　　，　　　，　　　円（うち消費税等額　　　，　　　円）を限度として、乙に支払うものとする。

　この契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　茨城県水戸市宮町１－８－３１

　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　茨城労働局総務部長　　　　　　　　　中野　知基　　印

　　　乙　○○○○○○○

　　　　　○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○　　○○　○○　　　印

別　紙

委託費交付内訳（変更後）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　額 | 備　考 |
| Ⅰ　事業費 |  |  |
| Ⅱ　管理費 |  |  |
| Ⅲ　消費税 |  |  |
| Ⅳ　合計 |  |  |

（様式第５号）

委託事業実施状況報告書

　 令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　○○年○○月○○日付けで貴職から要求のあった「36協定届のPDFファイル作成一式」の実施状況を別添により報告します。

（様式第６号）

　 令和　 年　 月　 日

　検査職員

　　茨城労働局　総務部

中野　知基　殿

乙

業務完了報告書

　　　契約件名　　「36協定届のPDFファイル作成一式」

　　上記の業務について、令和○年○月○日をもって完了したので、本件契約書第１０条の規定に基づき報告します。

（様式第７号）

委託事業実施結果報告書

令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「36協定届のPDFファイル作成一式」の実施結果を別添により報告します。

（様式第８号）

委託事業費精算報告書

令和　 年　 月　 日

支出負担行為担当官

　　茨城労働局総務部長　殿

　（茨城労働局長経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「36協定届のPDFファイル作成一式」について下記のとおり精算します。

記

　１．委託費の額　　金　　　　　　　　　円也

　２．委託費使用内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委託費の額  (A) | 流用の額 | 流用後の委託費の額(B) | 支出額  (C) | 差引差額  (AまたはB)－  (C) | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 小 計 |  |  |  |  |  |  |
| 消費税 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

　３．受取利息の額　　　　　　　　　　　円也

　４．返還を要する額　　　　　　　　　　円也

　５．委託費支出内訳明細書　　　別紙のとおり

（別紙）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委託費の額  (A)  （消費税抜き） | 流用の額 | 流用後の  委託費の額  (B) | 支出額  （消費税抜き）  (C) | 差引差額  (AまたはB)－(C) | 支出済  消費税額 | 未払消費税額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※支出済消費税額は現に支出した消費税額を記載し、未払消費税額は委託費としての消費税を納付する際に納付することとなるため支出額×消費税率により算出した額を記載する。支出済消費税及び未払消費税額の合計は、委託事業費精算報告書の支出額における消費税と一致する。

記載例

（別紙）

人件費などで、消費税を支払っていないが、委託事業の請求にあたり、消費税を算出した額を記載する。

既に消費税を含めて支払をしている場合で、その支出した消費税額を記載する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 委託費の額  (A)  （消費税抜き） | 流用の額 | 流用後の  委託費の額  (B) | 支出額  （消費税抜き）  (C) | 差引差額  (AまたはB)－(C) | 支出済  消費税額 | 未払消費税額 | 備考 |
| 事業費  　人件費  　旅費  管理諸経費 | 300,000円  30,000円 | 0円  0円 | 300,000円  30,000円 | 246,297円  200,000円  46,297円  24,629円 | 53,703円  5,371円 | 3,704円  1,970円 | 16,000円 |  |
| 合計 | 330,000円 | 0円 | 330,000円 | 270,926円 | 59,074円 | 5,674円 | 16,000円 |  |

※支出済消費税額は現に支出した消費税額を記載し、未払消費税額は委託費としての消費税を納付する際に納付することとなるため支出額×消費税率により算出した額を記載する。支出済消費税及び未払消費税額の合計は、委託事業費精算報告書の支出額における消費税と一致する。

（様式第９号）

令和　 年　 月　 日

乙　　殿

支出負担行為担当官

茨城労働局　総務部長

（茨城労働局長経由）

委託費確定通知書

令和　 年　 月　 日付けで提出のあった「36協定届のPDFファイル作成一式」に係る委託事業実施結果報告書（様式第７号）及び委託事業費精算報告書（様式第８号）について、「36協定届のPDFファイル作成一式」委託契約書第１３条第３項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり委託費の額を確定したので通知します。

記

確定額　　金　　　　　　　　円

（様式第10号）

委託事業費概算払請求書

令和　　年　　月　　日

官署支出官

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「36協定届のPDFファイル作成一式」の実施に係る経費として、下記の金額を交付されたく請求します。

記

１．概算払の額　　　金　　　　　　　　　円也

２．請求内訳

　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までに要する経費

　　　　明細については、別紙のとおり

３．振込先

金融機関名

預金種別

口座番号

（ふりがな）

名義名

名義名住所

（別紙）

「36協定届のPDFファイル作成一式」

委託費内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | ①  委託費の額 | ②  今回申請額 | ③  既交付額 | ④(②+③)  計 | ⑤(①-④)  差引未交付額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

（様式第11号）

委託事業中止（廃止）承認申請書

令和　 年　 月　 日

茨城労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　「36協定届のPDFファイル作成一式」を、下記により中止（廃止）したいので承認いただきたく申請します。

記

１　中止（廃止）する事業内容

２　中止（廃止）理由

３　中止期間又は廃止年月日

中止期間　　　　令和　 年　 月　 日より

　　　　　　　　令和　 年　 月　 日まで

（廃止年月日　　　　令和　 年　 月　 日）

（様式第12号）

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

茨城労働局長　殿

受託者名 　 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

「36協定届のPDFファイル作成一式」委託契約書第31条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制
2. 実施体制

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （様式第13号） |  |  | |  | |  | |  |  |
| 個人情報漏えい等事案発生報告書 | | | | | | | | | |
|  | （第○報） | | | |  | | |  |  |
| 受託者名 | 発生場所 | | | |  | | | | |
|  |  |  |  | |  | |  | |  |
| 委託者への本報告書発送年月日 | 年 | 月 | 日 | | 曜日 | | （発覚から　営業日） | | |
|  |  |  |  | |  | |  | |  |
| （１）委託者への事案報告年月日 | 年 | 月 | 日 | | 曜日 | | （発覚から　営業日） | | |
| （２）発覚年月日 | 年 | 月 | 日 | | 曜日 | | － | | |
| （３）発生年月日 | 年 | 月 | 日 | | 曜日 | | － | | |
| （４）事案の概要 |  | | | | | | | | |
|
|
|
|
|
|
|
|
|

（様式第14号）

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

茨城労働局長　殿

受託者名 印

個人情報管理状況報告書

　「36協定届のPDFファイル作成一式」委託契約書第31条第７項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　目的外利用の有無　（　有　・　無　）

２　再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守

（　している　・　していない　）

３　個人情報の複製等に関する事項の遵守　（　している　・　していない　）

４　個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守

（　している　・　していない　）

５　業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却

（　している　・　していない　）

６　その他講じた措置（自由記載欄）